

期日指定定期預金規定（通帳式）

1.（預金の支払い時期等）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金を自動解約とし次条第2項の満期日が到来した場合は、あらかじめ指定された預金口座に自動的に元利金を入金します。

2.（満期日）

(1) この預金は、通帳記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を満期日として指定することができます。満期日を指定する場合は、預金店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

(2) 前項による満期日の指定がない場合は、通帳記載の最長預入期限を満期日とします。

(3) 第1項により定められた満期日から1か月間経過しても解約されなかった場合または、その間に最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。

3.（利 息）

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」の利率

② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 次条第1項により当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（自動継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を自動解約以外の方法で解約するとき、または、自動継続以外の方法で書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店または当行国内本支店に提出してください。

なお、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取り扱います。

(3) 前項の解約または書替継続手続きに加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約および書替継続を行いません。

5.（規定の適用）

この預金は、本規定のほか、定期預金規定（通帳式・共通）および反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

6.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(自動継続の特約)

この預金に自動継続の特約をした場合、次によるほか前記各規定によります。継続された預金についても同様とします。

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。
- (2) 継続を停止するときは、最長預入期限の前営業日（継続をしたときはその最長預入期限の前営業日）までにその旨を預金店に申し出てください。この申し出があったときは、この預金は最長預入期限の日（継続をしたときは、その最長預入期限の日）以後に支払います。
- (3) この預金の一部についての継続を停止することはできません。なお、この預金の一部について満期日の指定があり、その支払いがなされたときは、残余の預入金額について自動継続の取り扱いをします。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は継続日にあらかじめ指定された方法によって元金に組み入れるか、または、指定口座へ入金します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

3. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上